

# 国保の新保険証(一斉更新)を発送

先 国保年金課  
 ☎ 77701  
 FAX 77339

現在お使いの国民健康保険被保険者証(保険証)の有効期限は3月31日となっております。4月1日からは新しい保険証に変わります。3月下旬に新しい保険証を簡易書留で郵送しますので、記載事項に間違いがないか確認してください。また、有効期限が過ぎた保険証は使用できませんので返却してください。返却できない場合は他人に悪用されないよう十分に注意して確実に処分してください。

## ◆新しい保険証の種類

- 【一般被保険者証】 ↓ クリーム色
- 【退職被保険者証】 ↓ わかくさ色
- 【資格証明書】 ↓ ピンク色

## ◆学・卒の保険証

保険証は原則として1世帯1枚の交付です。修学や長期の出張などで、家族と離れて生活している場合は、それぞれ学・卒が付いた保険証を交付します。必要な方は印鑑と保険証のほかに、学の場合は在学証明書、卒の場合は証明となる書類を持参して申請してください。また、すでに卒業している方へ学・卒の保険証が届いた場合は至急届け出てください。

## ◆退職者被保険者証

長年勤めた会社(20年以上勤務また

は40歳以後に10年以上勤務)を退職した方で、現在、厚生年金などの被用者年金を受給されている65歳未満の方とその被扶養者は退職者医療制度の対象になります。該当する方は年金証書と印鑑、保険証を持参して申請してください。

退職者医療制度は、国保財政を緩和する制度ですのでご協力をお願いします。

## ◆高齢受給者証

### (70歳以上75歳未満の加入者)

国保に加入している70歳以上75歳未満の方には、保険証のほかに高齢受給者証を交付します。これを医療機関で提示すると負担割合が1割または3割になります。なお制度改正により、4月から70歳以上75歳未満の方のうち現役並みの所得のある方以外は、医療を受けたときの自己負担が1割から2割に引き上げられる予定でしたが、この見直しが凍結され、平成23年3月まで1割に据え置かれます。3月下旬に新しい高齢受給者証を郵送しますので、保険証と一緒に大切に保管し、医療を受けるときは忘れずに提示してください。

## ◆長寿(後期高齢者)医療制度

75歳になると、国保を脱退して後期高齢者医療制度で医療を受けることに

なりますので、有効期限が短くなっています。該当する世帯には別途保険証を送付します。

## ◆国保加入者の異動は早めに届け出を

国保は、ほかの健康保険に加入・脱退したときや、転入・転出したときから加入・脱退することになります。届け出が遅れると、何カ月分もの国保税をまとめて払わなければなりませんので、異動があった場合は速やかに届け出てください。

## ◆国保税の滞納にご注意を

国保税を1年以上滞納している場合は、保険証を返還していただき「資格証明書」を交付します。この資格証明書で受診すると、医療機関の窓口で医療費をいったん全額負担し、後日、市役所の窓口で申請し、特別療養費として支給を受けることとなります。

また、国保税の滞納状況によっては有効期限の短い「短期被保険者証」を交付します。そのほか特別な事情がなく滞納している方には、滞納分の国保税を納付するまで、保険給付の差し止めや、差押えなどの処分をすることがあります。納付が困難な場合は、早めに国保年金課国保係へご相談ください。

## ◆国保税は必ず納期までに納入を

国保は、皆さんの医療費を国保税と国の補助金などで支払っています。国保税を納めない方がいると、その分、ほかの人の負担が重くなりますので、必ず納期限までに納めましょう。

## ◆国保税の納付は便利な口座振替に

国保税の納付は口座振替を利用すると大変便利です。指定された預貯金口座から自動で納付されるため、納期のたびに金融機関へ行く手間が省け、納め忘れもありません。

手続きは金融機関の窓口でできます。通帳と届け出印を持参して手続きをしてください。

なお、国保税は世帯主が変わると口座から引き落としができませんので、再度金融機関で手続きをしてください。また、残高不足などで引き落としができなかった場合、あとから口座に入金しても再度引き落としはできませんので、納期前に残高を確認してください。

## ◆年金からの天引き(特別徴収)

平成20年度から65歳以上75歳未満の世帯の方で一定の要件に該当する場合は、原則として世帯主の年金からの天引き(特別徴収)になりました。特別徴収の対象になる世帯には事前に通知します。

また、特別徴収の対象になった世帯であっても国保税に滞納がなく、口座振替を希望する場合は、申請により口座振替を選択できます。